

令和5年12月22日

保護者の皆様へ

富山市教育委員会
教育長 宮口 克志
富山市PTA連絡協議会
会長 飯倉 正和

ご家庭におけるいじめ防止に関する協力依頼

文部科学省の調査による令和4年度のいじめの認知件数は全国、富山県、いずれにおいても過去最多でした。

また、いじめの態様といたしましては、学校でのひやかしやからかい、暴言・暴力のようないじめだけでなく、SNS等での誹謗中傷や画像の拡散等、学校外でのいじめも増加しております。

こうした現状を踏まえ、学校、家庭、地域が連携し、私たち大人が子どものよい手本となり、次世代を担うかけがえのない子どもに、いじめは絶対に許されるものではないということや困っていることがあれば一人で抱え込まず、家族や教職員等の周囲の大人に相談することの大切さを、機会を捉えて繰り返し指導することが大切であると考えております。

つきましては、別紙を参考に、今一度、いじめについて正しくご理解をいただき、子どもがいじめる側にもいじめられる側にもならないよう、ご家庭においていじめについてお子様と話し合っただき、温かい人間関係づくりの大切さについて触れながら、ご指導いただきますようお願いいたします。

いじめの未然防止に関する参考資料

1 いじめの認識について

(1) いじめの定義

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの
(いじめ防止対策推進法2条)

(2) 定義の解釈

- ① いじめにあたるか否かの判断は、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視する立場に立って組織的に行います。
- ② 「一定の人的関係」にある者とは学校の内外を問わず、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、なんらかの人間関係がある者をいいます。
- ③ 「心理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的な関わりでなくとも心理的に追い詰めて苦痛を与える行為を含みます。
- ④ 「物理的な影響を与える行為」とは身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、持ち物等を隠されたりすることなども含みます。

(改訂版 いじめ対応ハンドブック 富山県教育委員会より)

(3) 多様化するいじめ

上記のようないじめの態様の他、「発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめ」「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ」など多様化してきております。例えば、

(例1) : 授業中に先生から指名されたが答えられないAさんに、Bさんが「こんな問題も分からないの」とふざけながら言った。Aさんはショックを受けた。

(例2) : AさんはBさんに「もっと友達に積極的に話しかけたほうがいいよ」と助言したつもりだったが、他者に話しかけることが苦手なBさんは、その言葉で傷ついた。

など、いじめようという気持ちがなくても、その発言を受けた側の子どもが「心身の苦痛」を感じていればいじめに該当するものもあります。法が定めるいじめは一般的に世間で捉えられているいじめよりも広い範囲のものを含んでおり、時には、意図せずに相手を傷つけてしまった場合もいじめとして認定される場合があります。

2 ご家庭での指導について

これまでも学校においては、様々な教育活動を通していじめの未然防止について指導を行ってきておりますが、次の内容を踏まえ、ご家庭におかれましても「いじめは絶対に許されないこと」をお子様にご指導くださいますようお願いいたします。

(1) お子様に伝えていただきたいこと

- ① いじめは行ってはならないこと。(いじめ防止対策推進法4条)
- ② 困っているときに、誰かに助けを求めることは決して恥ずかしいことではないこと。
- ③ すべての保護者にとってわが子はかけがえのない存在であること。

(2) ご留意いただきたいこと

- ① 子どもはだれでもいじめる側になることも、いじめられる側になることもあります。
- ② 子どもとしっかりと向き合い、様子の小さな変化を見逃さないでください。
- ③ 子どもがいじめを受けていて相談が必要な場合は、速やかに学校や教育委員会、相談機関などに相談してください。
- ④ 大人が子どもの良い手本となるよう、日ごろから温かな人間関係づくりを行ってください。